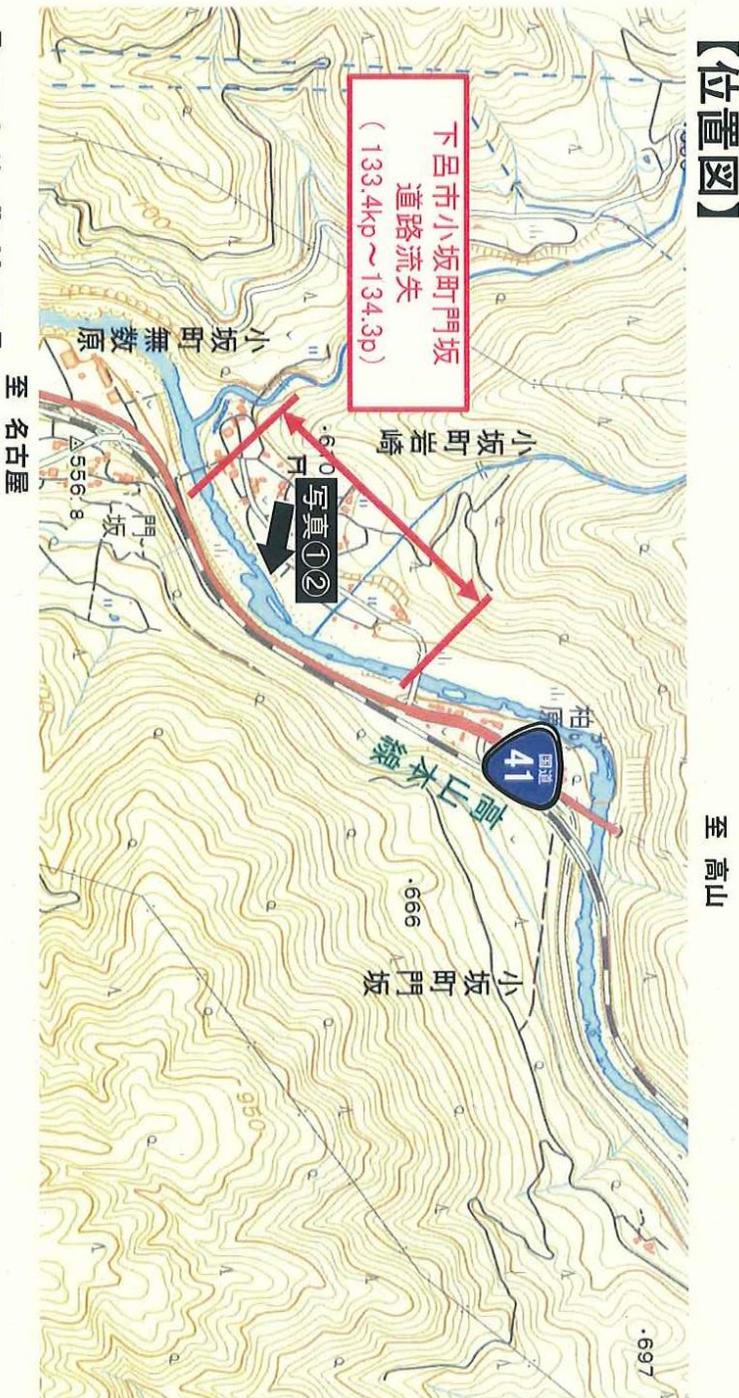
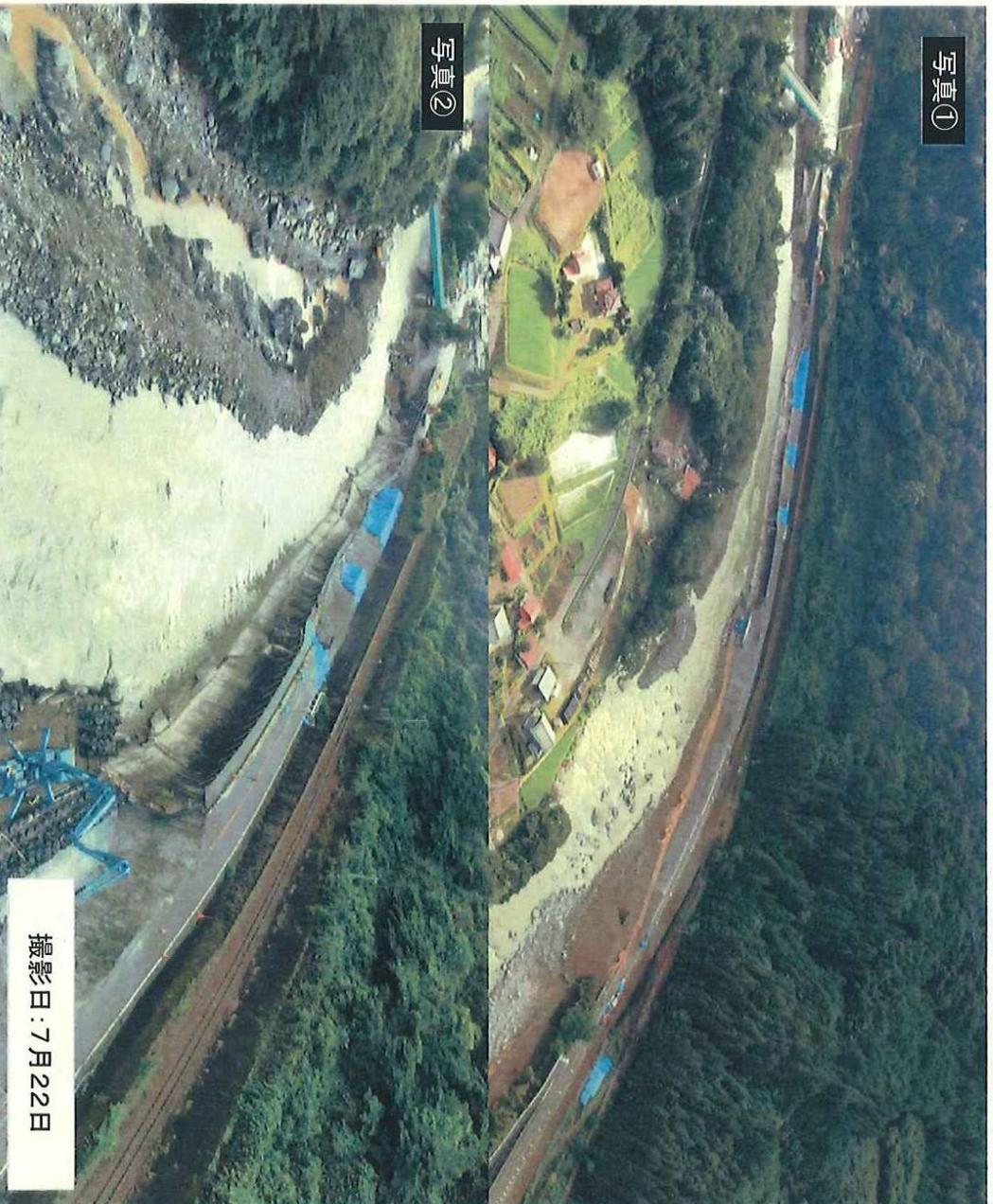


別紙 1

【位置図】



【現地作業状況】



◇大規模特定河川事業【補助】

事業制度の概要等

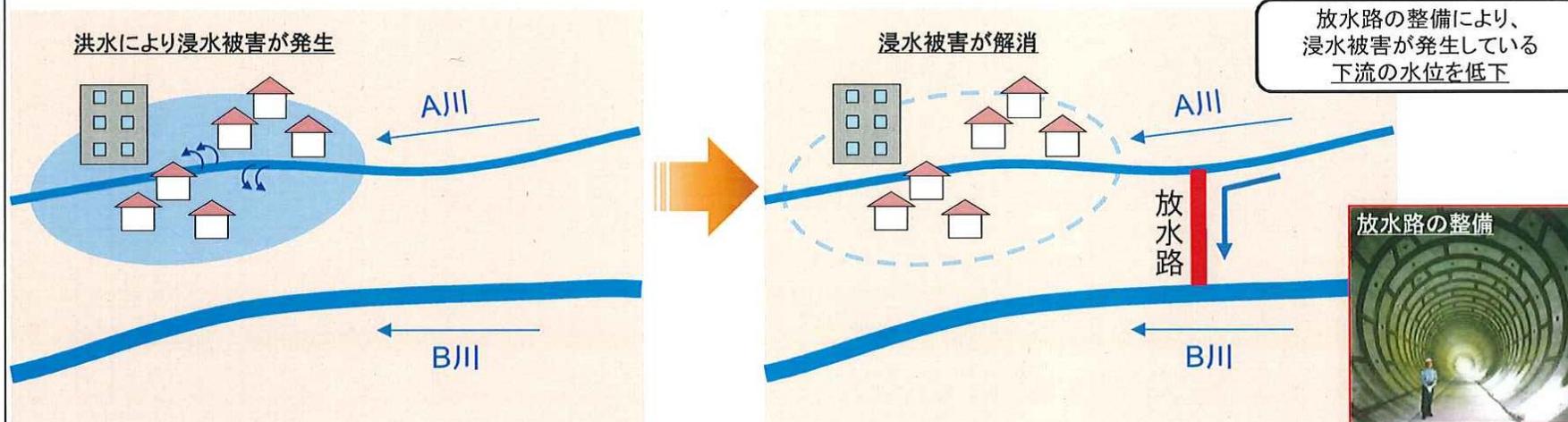
大規模特定河川事業は、事前防災対策が十分に行えておらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い区間について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に治水安全度の向上を図るものである。

(1) 大規模特定河川改修

- ・指定区間内の一級河川又は二級河川で実施するもの。
- ・概ね10年以内で完了させるもの。
- ・全体事業費が10億円以上であるもの。
- ・計画高水流量に対して流下能力が低く、氾濫のおそれがある区間で橋梁の改築や放水路の整備等の集中的な投資が必要なもの。
- ・**想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等が公表されていること。**

【令和元年度創設(赤文字は令和2年度要件化)】

(例) 放水路の整備



◇大規模特定河川事業【補助】

事業制度の概要等

(2) 氾濫危険区域河道掘削

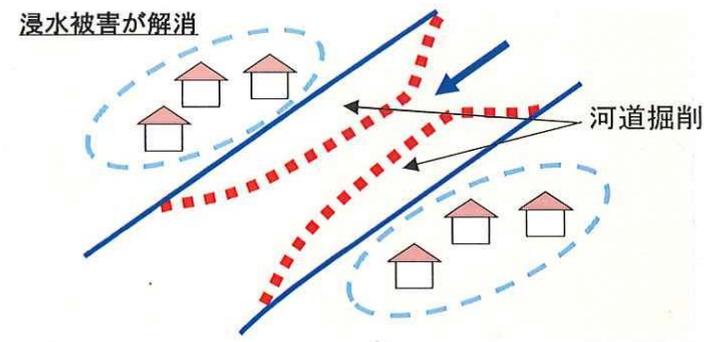
- ・指定区間内の一級河川又は二級河川で実施するもの。
- ・概ね5年以内で完了させるもの。(区間内で河道掘削とあわせて橋梁等構造物の整備が必要な場合は、概ね10年以内で完了させるもの)
- ・全体事業費が5億円以上であるもの。
- ・川幅が狭い区間や堤防未整備区間などの流下能力が不足している区間や、バックウォーターの恐れがある区間等で河川の水位を低くする河道掘削等の集中的な投資が必要なもの。
- ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等が公表されていること。

【令和2年度創設】

川幅が狭い区間で浸水被害が発生



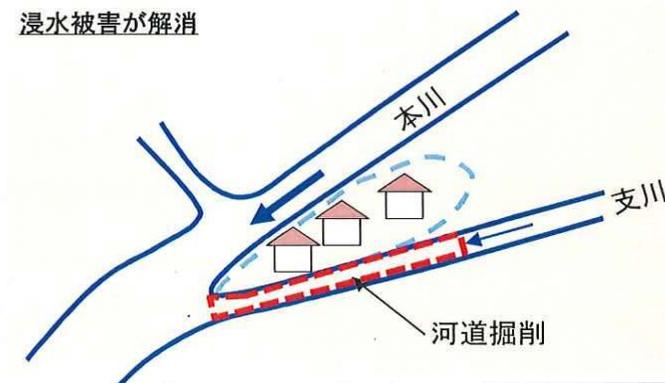
浸水被害が解消



バックウォーターにより浸水被害が発生



浸水被害が解消



◇事業間連携河川事業【補助】

事業制度の概要等

事業間連携河川事業は、整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる区間において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図るものである。

・指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川において施行される改良に関する工事であって次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの。

・(1)～(3)および(5)については、**想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等が公表されていること。**

【令和元年度創設(赤文字は令和2年度要件化)】

(1) 湛水危険区域氾濫対策

想定湛水深が深い区域において人命を守るために、本支川又は上下流で連携して事業間連携計画を作成し概ね5年以内で完了するもので、次の①及び②に該当するもの

① 次のいずれかが浸水する区域に係るもの

- ・家屋25戸以上
- ・要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設

② 次のいずれかの区域に係るもの

- ・決壊時の想定湛水深が5m以上となるおそれがある
- ・決壊時の想定湛水深が3m以上となり72時間以上継続するおそれがある

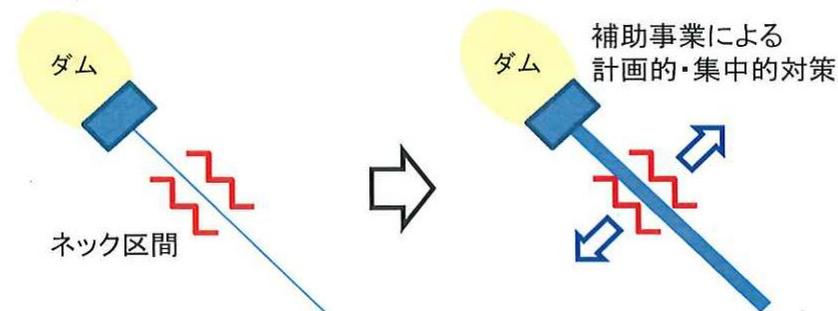
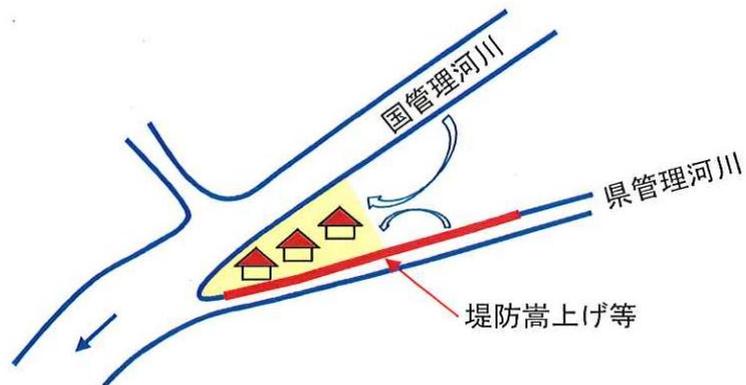
(2) 洪水調節機能強化対策

洪水調節機能の強化を図るために、管理ダム又は建設ダムと連携して事業間連携計画を作成し概ね5年以内で完了するもので、次のいずれかに該当するもの

- ・現在、暫定操作となっている管理ダムの操作規則を改善する上で必要なもの
- ・建設中のダム事業のうち、最適な操作規則で供用を開始する上で必要なもの

下流のネック区間によって
ダムからの放流量が制約を受け
最適な操作ができない

下流のネック区間を解消し、
最適な操作へ移行



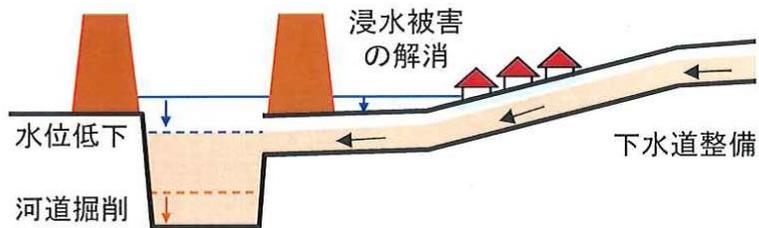
◇事業間連携河川事業【補助】

事業制度の概要等

(3) 内水被害対策

内水被害の防止等を図るために、下水道事業、**流域治水整備事業**、**流域貯留浸透事業**等と連携して事業間連携計画を策定し概ね5年以内で完了するもので、次のいずれかの区域に係るもの

- ・過去概ね10年間で内水氾濫による延べ浸水被害戸数が25戸以上の区域
- ・内水氾濫によって要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設が浸水する恐れがある区域



(5) 土砂・洪水氾濫対策

土砂・洪水氾濫の防止等を図るために、砂防事業と連携して事業間連携計画を作成し概ね5年以内で完了するもので、次のいずれかが土砂・洪水氾濫により浸水する恐れがある区域に係るもの

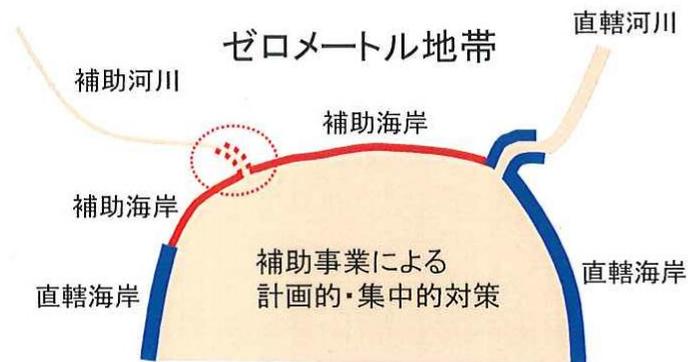
- ・家屋25戸以上
- ・要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設



(4) 津波・高潮対策

津波・高潮被害の防止等を図るために、近接する海岸事業等と連携して事業間連携計画を作成し概ね5年以内で完了するもので、次の①及び②に該当するもの

- ① 次のいずれかが津波・高潮により浸水するおそれがある区域に係るもの
 - ・家屋25戸以上
 - ・要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設
- ② 次に該当するもの
 - ・期望平均満潮位以下の地域又は、南海トラフ地震等の大規模地震が想定される地域



【令和元年度創設(赤文字は令和2年度明確化)】

◇大規模更新河川事業【補助】

事業制度の概要等

大規模更新河川事業は、水門、ポンプ設備等の河川管理施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき延命化を図っている施設のうち、大規模な更新が必要なものについて、計画的・集中的に実施することにより、施設機能を確保するものである。

- ・指定区間内の一級河川又は二級河川で実施するもの。
- ・長寿命化計画が策定されていること。
- ・概ね10年以内で完了させるもの。
- ・全体事業費が4億円以上であるもの。
- ・機能不全による社会への影響度から更新の優先度が高い施設であること。
- ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等が公表されていること。

(例)排水ポンプの更新

【令和2年度創設】

